

告 示

埼玉県告示第百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和四年三月二日認可した。

令和四年三月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

明戸北部土地改良区

二 事務所所在地

熊谷市